

第6章

アジア太平洋における日豪防衛協力*

石原雄介

はじめに

2007年3月「安全保障協力に関する共同宣言」（共同宣言）が発出されて以来日豪防衛協力・交流は着実に発展してきた。頻繁な首脳会談や2プラス2及び防衛大臣会談の開催に加えて、物品役務相互提供協定の締結やアメリカを交えた共同訓練等の実施などがその明示的な証左といえる。さらに日豪両国は2012年9月に「共通のビジョンと目標」（ビジョン声明）と呼ばれる文書を発表し、これまでの関係強化努力を基礎としつつ、新たな協力分野を開拓していくことで合意した。本稿では、「ビジョン声明」を発出した日豪防衛協力・交流は新たな段階に入りつつあり、この中でアジア太平洋の地域安全保障が防衛協力のアジェンダとしてますますその内容を充実させつつあると主張する。日豪両国の防衛／国防政策はアジア太平洋地域の重要性を従来以上に重視する方向性で一致しており、これを踏まえて日豪防衛協力においてもアジア太平洋地域の将来を巡って両国がいかに協力できるのかがこれまで以上に重要なテーマとみなされている。

本稿は三節構成になっている。第一節では、「ビジョン声明」発出の背景の1つとして、日豪両国は2007年の共同宣言以来追求してきた協力アイテムをおおた実現しつつある点を指摘したい。これを踏まえれば「ビジョン声明」発出の意義の1つは2007年以來の第1段階が終わりつつある中で、次の段階を明示する役割を果たしたことにありと評価できるだろう。第二節では「ビジョン声明」が示した今後の方向性の1つとしてアジア太平洋における日豪防衛協力の強化を分析する。

* 本稿は2013年9月7日までの事象をカバーする。

近年日豪両国の防衛／国防政策はアジア太平洋地域への関与を従来以上に重視するようになっており、二国間防衛協力においても ADMM プラスなどの多国間枠組み、能力構築支援、アメリカとの三国防衛協力などが重要なアイテムとして追求されている。第三節においては中国の台頭を巡る日豪両国の認識及びアプローチを分析する。オーストラリアの学者サークルにおいては、日豪両国の対中政策に不一致が見られるというチャイナ・ギャップ論を指摘する議論がある。本節ではこのような議論に一定の妥当性があると認めつつも、同時に日豪両国の対中政策には重要な一致点も存在することを分析する。そして、このような中国に関する一致点を踏まえ、日豪防衛協力の意義を十分に理解することは出来ない」と論じる。

なお、本稿はアジア太平洋の地域安全保障をめぐる日豪防衛協力について分析をするが、日豪両国が他の分野において協力している事実は否定されるべきではない。その1つはグローバルな安全保障問題における様々な協力であり、日豪両国は現在も南スーダンにおける PKO 協力を行っているし、また、宇宙やサイバー空間における規範形成なども今後ますます重要な協力分野となっていくものと思われる。さらに、本稿が分析の射程外とした協力項目の1つとして「ビジョン声明」が言及した装備技術協力が日豪両政府間で検討されている。特にオーストラリア側の潜水艦に関する協力に対する期待は高く、未だに両国政府から具体的な進展に関する発表はないものの、研究者の間でも活発な議論が継続している。ただ本稿は日豪防衛関係を総合的に概説することを目的としていないため左記のような協力項目については扱っていない。

日豪協力の制度化

日豪政府は両国の二国間防衛協力を高く評価している。2012年9月の訪日時にスティーブン・スミス国防大臣は防衛研究所で演説を行い日本を「アジアで最も緊密な友人であり、オーストラリアの最も強力な支援者」と述べ、発展する日

豪関係を高く評価した¹。日豪防衛関係に対する日本の評価については、防衛白書における各国との防衛協力・交流のセクションにおいて2010年以降日豪関係が先頭に移されていることに現れているだろう。また防衛省防衛政策局国際政策課において2014年度よりバイの関係としては他に例のない「日豪防衛協力室」（仮称）を設ける方針が打ち出されていることは1つの証左であろう²。

日豪政府が二国間の防衛協力を評価する理由の1つは実際的な協力の実績に求めることが出来る。振り返ってみれば冷戦後日豪の防衛当局は、1992年のカンボジアPKO、2000年の東ティモールPKO、また2004年12月に発生したインド洋地震に対応したHADR、2005年5月以降イラクのムサンナ県サマーワにおける人道復興支援上の協力など国際平和協力の場面で実務的協力を行ってきた。またより近年では2011年3月に発生した東日本大震災を受けたHADR協力が記憶に新しい。オーストラリアは最終的に作戦可能なC-17輸送機を3機全て日本に送り、捜索救助部隊、人道支援物資、遠隔操作可能なポンプ、陸上自衛隊第15旅団の部隊などの輸送を行い、日本国内で米軍に継ぐ規模で活動を行った外国部隊となった³。また、現在進行形の協力としては南スーダンPKOにおける協力が挙げられる。2012年8月日豪両政府は南スーダンに自衛隊が設置している現地支援調整所に豪軍の兵士が配置されることを発表した。これ以降豪軍の兵士2名が自衛隊の事務所に勤務し、現地における支援ニーズの収集等を行っている⁴。以上のように冷戦後の日豪防衛協力を振り返ってみれば、アジア太平洋における安全保障枠組みがしばしば揶揄される「トークショッパ」ではなく実質的な行動を伴う「アクションショッパ」であることがわかる。

日豪政府がその防衛協力を評価する第2の、より重要な理由は、両国が単に実

¹ Stephen Smith, Speech at National Institute for Defence Studies, Tokyo, September 2012.

² 防衛省防衛政策局国際政策課、平成25年度政策評価書（中間段階の事業評価）、2013年、http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/results/25/pdf/chukan_01_honbun.pdf

³ 防衛研究所『東アジア戦略概観2013』（プライムステーション、2013年）、p. 87.

⁴ 防衛省、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）における日豪協力に関する日豪共同プレス発表（仮訳）、2012年8月、http://www.mod.go.jp/j/press/news/2012/08/31a_1.html

務的協力を継続的に追求しているだけでなく、その関係が着実に制度化されていることにある。日豪協力は2007年3月に共同宣言を発出して以来、以下でみるように①政策対話及び部隊間交流に基づく枠組みの整備、②法的基盤の整備、③日豪関係に関する超党派支持の形成という3つの観点から制度化を進めてきた。

第1は、政策対話及び部隊間交流を通じた枠組みの制度化である。前者に関しては、まず二国間において、かなり頻繁な首脳会談（2007年から2012年に電話会談も含め24回）及び閣僚級会談（2007年から2013年に防衛相会談10回、外相会談29回）が行われるようになった⁵。また、すでに1990年代より外務・防衛当局者会合及び防衛当局者会合は頻繁に開催されてきたが、これに加えて日豪外務・防衛閣僚協議がこれまでに4回開催されている。

また日豪両国は共通の同盟国であるアメリカを交えた日米豪三国枠組みについても制度化を進めており、2002年に外務次官級戦略対話及び2006年に外相級戦略対話（TSD）を開始し、またこれまで3回の三国防衛大臣会合（2007年、2012年、2013年）を開催している。閣僚級の枠組みに加えて、さらに2011年4月の初会合以来、三国は外務・防衛当局の局長級安全保障防衛協力会合（SDCF）を現在までで5回開催している⁶。

部隊間交流については、日豪二国間、日米豪三国間枠組みで協力が進展している。三国間の部隊間交流は近年急速に充実してきており、海上においては日米豪三国共同訓練・演習（2012年以降同訓練はパシフィック・ボンドと呼ばれる）が2007年以来7回行われ、対潜戦、対水上戦、戦術運動、通信等の訓練を継続して行っている⁷。航空においては、2011年にレッド・フラッグ・アラスカにおいて日米豪三国訓練が初めて開催されたのを皮切りに、その後2012年及び2013年の

⁵ 外務省及び防衛省 HP より筆者統計。

⁶ US Department of State, "Australian, Japanese and US Officials Meet for Security and Defence Cooperation Forum," Media Note, February 2013 <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/02/204574.htm>>

⁷ 海上幕僚監部、日米豪共同訓練への参加について、お知らせ、2013年6月、<http://www.mod.go.jp/msdf/formal/info/news/201306/062001.pdf>

コープ・ノース・グアムにおいて三国共同訓練が行われた⁸。また、陸同士の部隊間交流としては、2012年に従来日米間で行われていたシニア・レベル・セミナーにオーストラリア陸軍本部長を招き、災害救援等の実際の協力や地域情勢について意見交換を行い、また以後日米豪三国 SLS を開催することが決定された⁹。さらに2013年5月には初となる陸上自衛隊・豪陸軍・米陸軍の訓練（サザン・ジャックルー）がオーストラリアにおいて行われた¹⁰。また異色の協力アイテムとしては太平洋長距離航空輸送セミナー（PGAMS、2007年、2008年）が挙げられる。PGAMSは三国それぞれの航空輸送に関するブリーフィングや議論を行うと同時に、実機によるデモンストレーションを行うセミナーであり、2007年にはセミナー及び航空機（C-17、C-130、CH-47）の展示を、2008年にはセミナー及び米空軍 C-17 へ陸上自衛隊の CH-47 を搭載する実機実証が行われた¹¹。

日豪二国間訓練に関しては日米豪三国訓練等の機会を利用して、海自・豪海軍の間で対潜戦訓練等を目的とした日豪トライデント（2009年、2010年、2012年）を実施している。内容としてはそれぞれ、2009年に厚木基地を拠点に両国の P-3C が参加する対潜戦訓練や交流等が行われ、2010年に日本周辺海域において「海上における有志連合内で協力」することを目的に両国の艦船が訓練を行い、また2012年には潜水艦、P-3C、艦船を交えた対潜戦訓練、海上阻止訓練等が行

⁸ 航空自衛隊、米空軍演習への参加及び米国における日豪共同訓練の実施について、お知らせ、2011年6月、http://www.mod.go.jp/asdf/pr_report/houdou/H23/0622.html、グアムにおける日米豪共同訓練の実施について、お知らせ、2012年1月、http://www.mod.go.jp/asdf/pr_report/houdou/H23/0120.html、グアムにおける日米豪共同訓練の実施について、お知らせ、2013年1月、<http://www.mod.go.jp/asdf/news/houdou/H24/0108.html>

⁹ Ministry of Defence of Japan, *Japan Defence Focus*, No. 32, September 2012 <<http://www.mod.go.jp/e/jdf/no32/activities.html>>

¹⁰ Australian Army, "Exercise Southern Jackaroo Concludes," News and Media, May 2013, <<http://www.army.gov.au/Our-work/News-and-media/News-and-media-May-2013/EX-Southern-Jackaroo-concludes>>

¹¹ 外務省、太平洋長距離航空輸送セミナーの開催について、報道発表、2007年5月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h19/5/1173455_804.html、外務省、太平洋長距離航空輸送セミナーの開催について、報道発表、2008年2月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/2/1177993_902.html

われた¹²。空自・豪空軍の間ではレッド・フラッグ・アラスカ（2011年）の機会を利用して二国間戦闘機戦闘訓練を行っている。

上記のような様々な部隊間交流は主に2つのタイプに分けられるだろう。1つは日豪及び日米豪がこれまで実績を積み重ねてきた HADR や PKO などの国際任務に資するものであり、SLS や PGAMS はこの範疇に入る。他方、第2のカテゴリーは、対潜戦訓練や航空機同士の戦闘訓練といった国際任務とは毛の色が違う訓練である。これらの訓練は当然ながら日豪両国がお互いの国防にコミットする同盟関係にあることを意味していない。むしろその意義としては、①一般的な相互運用性の向上、②日豪の結束を内外にアピールするシグナリングの効果、③共通の同盟国アメリカの地域プレゼンスを支持する日豪の意思表示などの効果等が考えられるだろう。

第2は、法的制度化であり、日豪両国はこれまで2つの条約を調印・発効させるに至っている。このうち最初に実現したのはいわゆる物品役務相互提供協定（ACSA）であった。2007年3月の共同宣言の中では、「人道支援活動の分野を含む、協力の効果を更に向上させるために両国が共に行う訓練」や「平和活動」における協力強化が明記されており、この文脈で2007年9月に公表された共同宣言の実施を目的とした「行動計画」において国際平和協力活動に関する協力として「ロジスティクス協力を含めた実際的な協力の検討」が明記された。これらを踏まえて2008年5月には日豪防衛会談において、「日豪間のロジスティクス協力に関する検討を加速するため、ワーキング・グループ設置を提案し、合意」し、最終的に2010年3月、岡田克也外務大臣（当時）とジョン・フォルクナー国防大臣（当

¹² Australian Department of Defence, Exercise Nichi-Gou Trident 2009, Image Gallery, September 2009 <<http://www.defence.gov.au/media/download/2009/sep/20090921b/index.htm>>; Australian Department of Defence, "Minister for Defence Visits HMAS Newcastle in Japan," Media Release, May 2010 <<http://www.defence.gov.au/minister/90tpl.cfm?CurrentId=10324>>; and Australian Department of Defence "Navy Frigate Arrives in Japan for Maritime Exercise," Defence News, June 2012, <<http://www.defence.gov.au/defencenews/stories/2012/jun/0601.htm>>

時) の間で日豪 ACSA が調印された¹³。その後、関連する自衛隊法改正の国会通過に多少の時間がかかったものの、2013年1月に両国の外交当局が公文交換を行い同条約は発効している¹⁴。

日豪 ACSA は日本にとり同盟国アメリカ以外の国家と初めて締結した例であるが、この2つの ACSA はその適用事態において明確に異なる。日豪 ACSA の第一条一項を見ればその適用事態は、共同訓練、国連平和維持活動、人道的国際救援活動、緊急時の邦人等の輸送、連絡等の日常活動とされる。これに対して、日米 ACSA (1996年締結、99年及び04年に改正) は共同訓練、日常的な活動、国連平和維持活動、人道的国際救援活動などに加えて、周辺事態及び日本有事を含み、また、国際社会の努力の促進という名の下邦人輸送や災害支援などに限定しない幅広い日米協力に適用できる余地を残している。このように日豪 ACSA 及び日米 ACSA を比べれば、前者がいわゆる両国の国防 (national defence) において直接協力する性格ではなく、PKO や HADR といった国際的安全保障活動の分野において二国間協力を強化することを目指していると評価できよう。また、提供される物品・役務を比較すれば、日米 ACSA が第五条において武力攻撃事態または武力攻撃予測事態に際して弾薬も提供できるものとしているが、日豪 ACSA がカバーする適用事態においては弾薬の提供は含まれていない。

法的基盤の2つめは、日豪情報保護協定 (ISA) である。2007年3月の共同宣言は、「戦略的評価及び関連する情報の交換」について協力していくこととされ、その後2008年の第2回日豪2プラス2において「情報共有を促進するための協力に関する日豪両政府間のありうべき法的枠組みについての議論」を早期に開始することを明記した¹⁵。最終的に、2012年5月に玄葉光一郎外務大臣及びボブ・

¹³ 石原雄介、日豪安全保障協力の現段階、NIDS コメンタリー、第12号、2010年6月、<http://www.nids.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary012.pdf>、防衛省、石破防衛大臣の第7回アジア安全保障会議の出席について(概要)、報道資料、2008年6月、<http://www.mod.go.jp/j/press/youjin/2008/05/31c.html>

¹⁴ 外務省、日・豪物品役務相互提供協定の発効、報道発表、2013年1月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/25/1/0131_01.html

¹⁵ 外務省、第2回日豪外務・防衛閣僚協議共同ステートメント2008(仮訳)、2008年12月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/2plus2/0812_ks.html

カー外務大臣によって署名され、日豪 ISA は 2013 年 3 月に発効している¹⁶。本協定は、提供された秘密情報の保護やクラシフィケーションについて定めており、日豪の効果的な協りに資する緊密な戦略評価に関する意見交換や情報共有の促進が期待される。

日豪関係の制度化に関する第 3 の要素は政治的基盤の整備である。2007 年 3 月に共同宣言が発出された際識者の間では当時のジョン・ハワード首相及び安倍晋三総理大臣という日豪関係強化を主張する 2 人の指導者が果たした役割を強調する個人ファクター論がきかれた。しかし、その後両国とも今日まで幾度かの首相及び政権の交代を経ているが、日豪関係は着実に発展してきた。2007 年 11 月にオーストラリアにおいて政権交代が行われた翌年には日豪は新たな共同声明を発出して防衛・安全保障協力の制度化プロセス継続を確認した。また、2009 年 9 月に民主党政権が発足した直後の首脳会談においても当時の鳩山由紀夫総理大臣は日豪関係の発展に明確なコミットメントを示すこととなった。このことを振り返って、現在第 2 次内閣を発足させた安倍晋三総理大臣は、2012 年 12 月に発表した論考の中で民主党政権が第 1 次安倍内閣によって始められた日豪関係強化を継続したとの評価を示している¹⁷。このように 2007 年 3 月以降日豪関係強化のプロセスが継続したことは、両国国内における政治的支持に恵まれたことを雄弁に語っているといえるだろう。

このような制度化の進展は日豪関係に 3 つのインプリケーションをもたらすこととなった。1 つは実務的なインプリケーションであり、今後の協力を効果的に行う基盤が整備されたということである。ACSA や ISA の存在によってこれまで以上に緊密な協力を行うことが可能となるだろう。2 つめは戦略的インプリケーションであり、両国の強固な関係を内外にアピールする上で制度化の着実な進展は有利であるといえるだろう。第 3 のインプリケーションは「成功ゆえの課題」の生起で

¹⁶ 外務省、情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の発効、報道発表、2013 年 3 月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/25/3/press6_000044.html

¹⁷ Shinzo Abe, "Asia's Democratic Security Diamond," Project Syndicate, December 2012 <<http://www.project-syndicate.org/commentary/a-strategic-alliance-for-japan-and-india-by-shinzo-abe>>

ある¹⁸。すなわち、日豪関係は制度化の進展の結果、2007年3月の共同宣言以来のアジェンダを相当程度消化することになった。その結果、日豪関係が今後どのような協力関係を構築していくのかについて検討する必要が徐々に生じるようになったと言えるだろう。

アジア太平洋地域の重要性増大

それでは日豪両国は今後の防衛協力をどのように構想しているのであろうか。過去1年ほどの間にこの論点に関する手がかりとなるいくつかの文書が発表されており、そのうちの1つは第4回日豪外務防衛担当閣僚協議（2プラス2）で発表された「共通のビジョンと目標」（ビジョン声明）である¹⁹。ビジョン声明は日豪両国を「自然な戦略的パートナー」であると位置づけ、今後の日豪関係の方向性と具体的な協力アイテムに言及している。同声明は、日豪両国の国防政策の発展や国際情勢の展開を踏まえて様々な協力分野を盛り込んでいるが、その中心的なテーマの1つはアジア太平洋地域の重要性増大を踏まえ、地域の将来を形成する上で両国がどのような協力を行うことができるのかというものである。

実際、近年日豪両国はアジア太平洋地域の重要性を一層強調するようになった。オーストラリアは、過去2年あまりにいくつかの政策文書を発表し、アジア太平洋あるいはインド太平洋地域における関与を強化する方針を明らかにしている。2012年10月に公表された「アジア世紀におけるオーストラリア白書」は今後経済的にアジアの重要性が「驚くべき」規模とスピードで増大するとの認識を示した²⁰。白書によれば、アジアは2025年から2030年までには世界の総生産量の半分を占め、中間層が世界で最も大きな消費者市場となり、また、2025年には購買力平価に基づく経済規模上位10カ国のうち、1位中国、（2位米国、）3位インド、4位日本、

¹⁸ 防衛研究所「東アジア戦略概観2013」、p. 91.

¹⁹ 防衛省、日本とオーストラリア：平和と安定のための協力 共通のビジョンと目標、2012年9月、http://www.mod.go.jp/j/press/youjin/2012/09/14_js_j.html

²⁰ Australian Government, *Australia in the Asian Century White Paper*, September 2012.

10位インドネシアとなる見通しをしめし、アジアにおける「より深く、より広い」関与を追求する必要性を説いた。同白書は、特に重要な関与対象国として、日本、中国、インドネシア、インド、韓国を挙げ、これらの諸国それぞれへの「特定国戦略 (country strategy)」を策定する方針を示した。「アジア白書」が示した地域関与強化の方針は、2013年1月に公表された「国家安全保障戦略」においても引き継がれている²¹。同戦略は今後の優先項目として、サイバー安全保障、様々な政府・地方政府・民間組織間の連携強化と並んで、重要性の高まるアジア太平洋地域における「強化された関与」を掲げた。同文書は、アジア太平洋地域の情勢を「比較的良好」であるとしつつも、競争の悪化や紛争のリスクが域内に存在していると指摘している。この文脈でオーストラリアはアジア太平洋における諸国との二国間関係の強化や多国間主義の重要性を指摘している。

以上2つの文書が示した関与強化について国防政策の文脈でさらに詳しく検討した文書が2013年5月の「2013年国防白書」である。「2013年国防白書」は、「インド太平洋」地域における「国際的な国防関与」を強化する方針を強調した²²。同白書は中国、インド、韓国、日本などとの二国間関係の強化やHADRや平和作戦等に備える必要性などとならんで多国間協力を重要視する。多国間協力の発展は、地域における力関係 (power relativities) の変化が緊張や紛争のリスク増大防止に役立つ原則 (「協力の癖」、「相互対話」、「信頼醸成」、「ルールに基づく秩序」) を促進する効果があるとした。この文脈で、「2013年国防白書」は、従来の白書では前例のない形でASEANの役割が重要であると繰り返し指摘している。オーストラリアは、ASEANの制度的成功に「積み上げる」形で地域の多国間協力をサポートするとしている。

日本はアジア太平洋地域を重要視するオーストラリアの問題意識を共有している。もちろん日本はオーストラリア政府が公表した「アジア白書」や「国家安全保障戦略」のような文書を本稿執筆の時点で作成してはいないが、例えば毎年刊行さ

²¹ Australian Department of Prime Minister and Cabinet, *National Security Strategy*, January 2013.

²² Australian Department of Defence, *2013 Defence White Paper*, May 2013.

れている「外交青書」を定点観測すればアジア太平洋の重要性に関する日本の認識が高まっていることは明白であろう。具体的には、2010年以降の外交青書は、国際的なパワーバランスの変化について注意を払いつつ、アジア太平洋地域が政治的・経済的にその重要性を増しているとの考察を加えるようになったのである²³。例えば、2012年の外交青書では、アジア太平洋地域は「今や世界の成長センター」であり、「世界における存在感を更に増大させている」としている²⁴。

このようなアジア太平洋地域の重要性増大をうけ日本の防衛政策もまた地域という視点をますます重要視するようになってきている。本稿執筆の時点で最新の「防衛計画の大綱」（22大綱）は、前回大綱（16大綱）に比べて一層地域を重要視する内容となっている。振り返ってみれば、16大綱では日本の防衛と国際安全保障環境の改善という2つの目標を日本自身の努力、同盟協力、国際社会との協力という3つの手段を組み合わせるツープライ・スリーの枠組みが採用されていた²⁵。これに対して、22大綱では防衛力の役割として「実効的な抑止及び対処」並びに「グローバルな安全保障環境の改善」に加えて、「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」を明確に位置づけ、更に「多層的安全保障協力」という概念の下、グローバルな次元のみならずアジア太平洋における地域協力の重要性を強調している²⁶。この文脈でオーストラリア、韓国、インドなどの二国間・三国間協力に加えて、ASEANとの協力、あるいは多国間安全保障の重要性も強調されている。また、このような地域における様々な協力への積極的な参画については現在第2次安倍政権の下進められている防衛計画の大綱見直しプロセスにおいても引き続き認識されているところであり、また2013年のシャングリラ・ダイアログにおける小野寺防衛大臣の政策演説においても地域の多国間アーキテクチャや

²³ 外交青書については下記の外務省サイトでダウンロード可能。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/>

²⁴ 外務省『外交青書2012』、2012年4月、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2012/html/index.html>

²⁵ 日本政府、平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について、2004年12月、<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2005/taikou.html>

²⁶ 日本政府、平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について、2010年12月、<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/taikou.html>

その文脈における ASEAN の重要性などが強調されている²⁷。

このように日本とオーストラリアは共にアジア太平洋地域の重要性が高まっているとの認識を共有しており、同地域の将来を形成する上で両国がどのような協力を追求できるかがますます重要な論点となっているものと思われる。もっとも日豪両国はアジア太平洋地域においてすでに緊密な協力を行ってきた実績がある。古くは太平洋経済協力委員会 (PECC) やアジア太平洋経済協力 (APEC) などを通じて日豪両国は外交的協力を追求してきた。もちろん APEC はその名の通り経済協力を主な内容とした「経済地域 (economies)」の集まりであるが、参加諸国の思惑は中国の国際システムへの参加やアメリカのアジア太平洋関与の確保といった安全保障上のインプリケーションを見越したものであった²⁸。また、日本外交はアジア太平洋における多国間制度構築にあたって価値観を共有し、アメリカの同盟国であるオーストラリアの参加を一貫して重視してきた。1990 年代にマハティールが EAEG 等を提案した際やアジア欧州会合発足の際に日本はオーストラリアの参加を求めたのである²⁹。2000 年代に入ってもこのような協力は継続されており、その最たる例は 2005 年の東アジア首脳会議 (EAS) 発足であろう。すでに日本はいわゆる東アジア共同体論において 2002 年シンガポールにおける小泉純一郎総理大臣の政策演説以来オーストラリアの参加を主張してきた。日本は ASEAN プラス 3 の外相会合等において東アジア首脳会議の発足にあたって積極的にメンバーシップを論点として提起するなどして、最終的に ASEAN プラス 3 の 13 カ国にオーストラリアを含めた 3 カ国を加えた 16 カ国で EAS が発足することとなった。この際ネックになったのが EAS への参加基準として ASEAN との実質的關係に加えて、東南アジア友好協力条約 (TAC) への加盟であった。当初、当時のハワード政権は、米豪同盟上の義務と TAC 条約の内容に齟齬があるのではないかとの点を問題にした。こ

²⁷ 小野寺五典、シャングリラ会合 2013 小野寺防衛大臣スピーチ、2012 年 6 月、<http://www.mod.go.jp/j/press/youjin/2013/06/05b.pdf>

²⁸ 寺田貴「APEC と日本：「橋渡し」戦略の再構築に向けて」『国際問題』、No. 585、2009 年 10 月、p. 26。

²⁹ 伊藤憲一・田中明彦監修『東アジア共同体と日本の進路』（NHK 出版、2005 年）、pp. 41-42。

の点については日本の外務省は TAC と日米安全保障条約の関係に関する検討結果を豪側に提供することで懸念の解消に貢献し、オーストラリアは第 1 回 EAS 直前に TAC 条約に調印することとなった。

以上のように日豪両国はアジア太平洋地域への関与において長年にわたって協力関係を維持してきたが、アジア太平洋における今後の日豪協力を彩る 1 つの特徴は両国の防衛当局の役割がこれまで以上に高まりつつあるということである。このことはアジア太平洋地域全体のトレンドといえるが、その理由の 1 つは、国防当局や軍が主導する多国間制度や演習が目に見えて発展し始めていることである。2010 年に発足した ADMM プラスに求めることが出来るだろう。ADMM プラスは 2013 年 8 月に第 2 回大臣会合を行い、アジア太平洋地域で初となる国防大臣をトップに据えた多国間制度として定着しつつある。大臣会合の下、5 つの専門家会合 (EWG) が实际的な協力について検討を行っており、すでに 2013 年 6 月には 3,000 名以上が参加する HADR 及び防衛医学の EWG 合同演習が行われ、更に同年中に海洋安全保障及びテロ対策に関する演習が実施される予定となっている³⁰。ADMM プラスは实际的な協力・大臣会合等を通じて、地域の国防当局間の接触・協力を促し、信頼醸成や協力の癖を強化する役割を担っていると評価できよう。また、ARF も 2009 年に災害救援の演習を開始して以来隔年で HADR 関連演習を行っている。

更に、アジア太平洋における日豪防衛協力の新たなアイテムとして能力構築支援が検討されている。「ビジョン声明」は東南アジア及び南太平洋を念頭に日豪が能力構築支援における協力を明記し、これをうけ 2013 年 7 月以降オーストラリア国防省職員が日本の防衛省防衛政策局国際政策課能力構築支援室に派遣され、同分野における協力強化につながる事が期待されている³¹。本件に関する詳細は未だに発表されていないが、日本の能力構築支援事業の方針が非伝統的安全保障

³⁰ 防衛省、ADMM プラス HADR・MM 実働演習への防衛省・自衛隊の参加について、お知らせ、2013 年 5 月、<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2013/05/17a.html>

³¹ 防衛省、オーストラリア国防省職員の防衛省への受け入れについて、お知らせ、2013 年 6 月、<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2013/06/28a.html>

協力を中心としたものであることを前提として考えれば、日豪能力構築支援協力には少なくとも以下の意義があるものと思われる。1つは、ASEANや南太平洋諸国が災害等に対処する能力をあげることでこれらの諸国の強靱性を高めることである。2つ目は、特にASEAN諸国が国際的な安全保障活動に参画する能力を高めることはADMMプラスを含めた地域協力全体のレベルアップに資するといえるだろう。3つ目は、日豪が東南アジア及び南太平洋地域の将来に関して緊密に協力する意思があることを内外にシグナルする政治的な意義があるものと思われる。

アジア太平洋における日豪協力の最も重要なアジェンダは共通の同盟国であるアメリカとの三国間協力を一層強化することにあるだろう。「ビジョン声明」は日米豪三国の国防当局間の相互運用性を一層向上させる方針や海洋安全保障における各国の能力向上を支援することなど三国間防衛協力の今後の方向性に言及している。また、2012年から年次開催されている日米豪三国防衛大臣会談は、同年の共同声明で「地域の安全及び繁栄を強化するために強固で、ダイナミックかつ柔軟な三国防衛協力を促進する行動計画」を策定することとし、2013年の防衛大臣会合は三国が地域で追求する戦略目標を明示すると共に、具体的な施策として地域における能力構築支援に関する共同研究を行うことで合意された。

アジア太平洋地域における三国防衛協力強化の内容は少なくとも以下2つから構成されるだろう。1つは能力構築支援である。すでに日豪両国が同分野において協力を模索していることについては言及したが、「ビジョン声明」や日米豪防衛大臣会談の共同声明によれば、三国による能力構築支援も模索されている。今ひとつは、同盟間のシナジー拡大である。「ビジョン声明」においてはオーストラリアを日米同盟の共同訓練に、同じく日本を米豪同盟の共同訓練にオブザーバーとして参加させる方針を明記している。これについてはすでにいくつか実現しており、2012年1月に開催された日米共同方面隊指揮所演習（ヤマサクラ、YS）には豪軍の兵士がオブザーバーの形で参加しており、また2011年及び2013年の米豪タリスマンセーバーへは自衛官がオブザーバー参加している。また、オブザーバーにとどまらず、航空自衛隊と米空軍のコープ・ノース・グナムへは2012年以来豪空軍の参加が実現し、さらに陸上自衛隊・米陸軍・米海兵隊の間の大將級対話（シ

ニア・レベル・セミナー) へは 2012 年豪陸軍がオブザーバー参加し、本枠組みの三国対話を定例化することが決まっている。また、米豪同盟は、長年にわたりオーストラリア軍の兵士や装備がアメリカ軍の編成に入り込む「エンベッド」という政策を行っており、同政策によりアメリカ軍の一部として豪軍が「エンベッド」された形である種の日米豪共同訓練という形もありえるだろう³²。実際、これについてもすでに実現しており、昨年末の東北方面隊による日米共同方面隊指揮所演習において米太平洋陸軍の幕僚としてエンベッドされた豪軍将官が米軍の一部として参加している³³。

このようにアジア太平洋における日米豪三国協力が進展しつつある背景の 1 つには、アメリカもまたアジア太平洋への関与を強化する方針を共有していることがある。2012 年 1 月にオバマ政権が発表した「国防戦略指針」はアメリカの国防政策が今後「必然的にアジア太平洋にリバランスする」と言及した。本稿では同政策の展開について詳細に分析する紙幅はないが、その問題意識は、第 1 に新興国が台頭し経済成長著しいアジア太平洋の優先順位が「必然的に」高まっていること、第 2 にイラク及びアフガニスタンにおいて大規模な陸上戦争を戦う時代に区切りをつけつつある中で、戦後の安全保障戦略を示す必要があること、第 3 に連邦予算・国防予算を巡る厳しい状況が継続する中でますますその優先順位を明確化する必要があること、第 4 に日豪国内も含めてアメリカ衰退論やアジア太平洋における同国の役割に対する疑義が提出される中でこれらに反駁することの 4 つから成り立っているものと思われる³⁴。日豪は財政危機や新興国の台頭によって挑戦を受けるアメリカが引き続きアジア太平洋に関与し続けることが重要であると判断しており、この観点からも両国はアメリカのリバランスを明示的に歓迎している。

³² 最近の例は、豪海軍のフリゲート HMAS シドニーが横須賀の第七艦隊にエンベッドされた。“HMAS Sydney Joins USN Carrier Strike Group,” News, U.S. Navy, 7 May 2013 <<https://www.navy.gov.au/news/hmas-sydney-joins-usn-carrier-strike-group>>

³³ 陸幕広報室、平成 24 年度日米共同方面隊指揮所演習(日本)の概要について、プレスリリース、2012 年 11 月、<http://www.mod.go.jp/gsdf/news/press/2012/20121126.html>

³⁴ リバランスに関する詳しい分析については以下を参照。Tomohiko Satake and Yusuke Ishihara, “America’s Rebalance to Asia and its Implications for Japan-US-Australia Security Cooperation,” *Asia-Pacific Review*, Vol. 19, No. 2 (November 2012), pp. 6-25.

アメリカが進めるリバランスは以下3つの意味で日米豪協力の価値を高めていると思われる。第1に、日米豪はアジア太平洋への関与強化という大方針において一致しており、このことは日米豪三国防衛協力が地域における協力強化を模索する背景をなしている。第2に、日米豪協力は「負担分担」の機能を果たしうるだろう。オバマ政権は厳しい財政状況などから単にアジア太平洋地域へのコミットメントを強めるだけではなく、地域諸国の役割や責任の拡大を期待しており、その意味では能力構築支援などを通じて具体的な役割を果たす意志と能力を有する日豪との二国間・三国間協力は価値のあるものであろう。また日豪両国が様々なチャレンジに直面するアメリカの地域関与を引き続き支援する政策を追求していることは「ビジョン声明」においても確認されている。第3に、リバランスは常駐部隊や新たな基地の建設よりも訓練やHADRなどの活動によって米軍プレゼンスの強化を行う方針を示しており、その意味で様々な訓練を定期的に開催する日米豪協力と親和性が高い。

チャイナ・ギャップ論

アジア太平洋地域の将来を巡る日豪協力を議論する際にしばしば提出される疑問が中国の台頭に関して両国の認識や政策に隔たりがあるのではないかとの論点である。このような日豪のチャイナ・ギャップに関しては、2007年3月の共同宣言が発出された直後から何人かの専門家によって提起されており、また2010年9月以来東シナ海における日中間の緊張が断続的に続く中で近年改めて論点として浮上している³⁵。

中でも最も有名な議論がオーストラリア国立大学のヒュー・ホワイト教授による

³⁵ Nick Bisley, "The Japan-Australia Security Declaration and the Changing Regional Security Setting: Wheels, Webs and Beyond?," *Australian Journal of International Affairs*, Vol. 62, No. 1, p. 47; Benjamin Schreer, "Feeling Edgy: Japan's New Defence White Paper," *The Strategist*, July 2013 <<http://www.aspistrategist.org.au/feeling-edgy-japans-new-defence-white-paper/>>

警鐘であろう³⁶。ホワイト教授は日豪関係の発展に「停止ボタン」を押さなければならぬと主張する。彼の主張は以下2つの前提に基づくものである。すなわち、①日豪同盟：日豪関係は同盟関係に発展しようとしており、日本の対豪期待は中国との戦略的競争の共闘である。そして、②日豪チャイナ・ギャップ：オーストラリアと日本は中国に関する立場が異なり、日中紛争に巻き込まれることはオーストラリアの利益に反する、というものである。第1の前提については、すでに日豪関係は同盟を目指してはいないという反論がなされている。ただ、第2の前提である中国を巡る日豪の不一致という論点についてはこれまであまり十分な議論はなされてこなかった。

確かに日豪両国は中国との間に対照的とも言える関係を維持している。一方で豪中関係の進展は近年めざましい。2013年4月に訪中したギラード首相(当時)は李克強首相と中豪関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げし、毎年の首相間会談、外相による外務戦略対話等の政治レベル協議を定期化・制度化すると共に中豪国防当局間の交流・協力を方向付ける「中豪国防関与行動計画」の策定を進めている³⁷。また中豪国防当局間の関係構築はすでに着実に進展しており、両国の軍及びシビリアンの幹部間で定期的な戦略対話を定着させ、また2012年6月以降国防大臣会談を定例化した。また、部隊間交流においては、海軍間で2010年9月に山東半島沖合で実弾射撃訓練及び搜索救助訓練を、2012年5月には上海沖で搜索救助訓練等を行い、また陸軍間では2011年11月・12月に四川省におけるHADR訓練、2012年10月に中豪・ニュージーランド三国のHADR訓練が行われている³⁸。このような両国関係の強化を通じてオーストラリアは台頭する中国の指導層から部隊・官僚レベルに至るまでその思考にアクセスする機会を制度化すると共に、中豪間の信頼関係の構築を進め、また中国の軍や官僚が外界と交流する

³⁶ Hugh White, "An Australia-Japan alliance?," Centre of Gravity Series, 2012 <<http://ips.cap.anu.edu.au/publications/australian-japan-alliance>>

³⁷ Julia Gillard, Transcript of Joint Press Conference, April 2013 <<http://pandora.nla.gov.au/pan/121064/20130621-0000/www.pm.gov.au/press-office/transcript-joint-press-conference-43.html>>

³⁸ 防衛研究所『東アジア戦略概観 2013』、pp. 81-82.

機会を増やすことを狙っているものと思われる。

これに対して日中両国は首脳間外交の停止状態が続くなど停滞状態から抜け出せていない。過去一年で両国は日本においては政権交代による第2次安倍内閣の発足、中国においては指導者交代による習近平国家主席をトップとする体制の発足が行われ、首脳会談を行う重要性は指摘するまでもない。さらに、東シナ海における緊張の継続などから日中関係の好転を期待する向きもあり、首脳会談実現への期待は大きい。実際に、安倍総理大臣は「対話のドアは常にオープン」であると呼びかけているが今のところ2012年9月に開催されたペテルブルグG-20サミットにおける5分間の立ち話の実現したのみである。

すでに2008年以降中国の公船による日本の領海侵入や日本周辺海域における中国海軍の活動は活発化する傾向を見せていたが、2012年9月の日本政府による尖閣諸島の購入を契機として東シナ海における中国の活動は活発化した。中国の公船による領海侵入は現在まで断続的に継続しているが、これに加えて航空機の領空侵犯(2012年12月)、また中国海軍艦船による火器管制レーダーの照射(2013年1月)など極めて危険な行為も行われている³⁹。

このような背景から日本は2つの政策を追求している。もう1つの政策は日本自身による事態対処及びエスカレーションの抑止・回避に纏わる努力である。2010年12月に閣議決定された防衛計画の大綱は中国海軍の活動等を念頭に平時と有事の中間領域「グレーゾーン」で生起する事態への対処と抑止を重視する方向性を打ち出し、これをうけて南西諸島方面の航空自衛隊プレゼンスを2個飛行中隊に増強することや陸上自衛隊の沿岸監視部隊の設置、潜水艦の増勢などの方針を打ち出した。このような「グレーゾーン」における事態への対処と抑止は現在第2次安倍政権下ですすめられている防衛計画の大綱見直しプロセスでも重視されているところであり、報道によれば陸上自衛隊の上陸作戦能力増強、無人機の購入も含めたISR能力の向上等が検討されている⁴⁰。さらに、日中間の連絡メカニズムを強

³⁹ 防衛省、大臣臨時会見概要、報道資料、2013年2月、<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2013/02/05a.html>

⁴⁰ 防衛省『防衛力の在り方検討に関する中間報告』(防衛省、2013年7月)。

化することによって不測の事態を回避する仕組みを構築する努力追求されており、2013年3月に日中国防当局の局長級協議が行われて以来目立った進展は発表されていないが日本がこの政策を放棄したわけではない⁴¹。

また、日本は尖閣諸島周辺及び日本近海における中国の活動の文脈で日米協力を重要視しており、2012年8月から9月に北マリアナ諸島にて、2013年6月にはアメリカ本土西海岸において米海兵隊との上陸作戦訓練を行い、自衛隊の能力向上を計ると共に日米同盟の結束とアメリカの日本防衛コミットメントを内外にアピールしている。また、日米両国はグアム島周辺における同盟のプレゼンス拡大を目指しており、これについてもいわゆる第一列島線、第二列島線の間に進出を進める中国に対する「ある種のメッセージ」を込めているものと思われる⁴²。さらに、2010年9月に尖閣諸島沖にて中国漁船が海上保安庁巡視船に衝突して以来、オバマ政権は幾度となく尖閣諸島が日米安全保障条約の範囲に含まれることを確認している。更に、2013年1月クリントン国務長官及び同4月にヘーゲル国防長官は力による一方的な現状変更に対抗するとの立場を表明し中国を強く牽制している⁴³。

このように一見すると日豪両国の対中政策は、日本が東シナ海における緊張などから中国の活動に対する対処と抑止を充実させる一方、中豪関係はエンゲージメントを強化しつつあるという対照的構図にもとらえられよう。おそらくこのような評価は一面で真実を捉えている事実は否定できないし、豪州の研究者からこの点について懸念が表明されていること自体は日本にとって注視する必要のある事象であるといえるだろう。

他方で日豪間のギャップにばかり注意を払う視座は両国の対中政策に確実に存

⁴¹ 防衛省、大臣会見概要、報道資料、2013年6月、<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2013/06/14.html>

⁴² 佐竹知彦「米国のアジア太平洋リバランスと日米の動的防衛協力」『ブリーフィングメモ』、169号、2012年10月、http://www.nids.go.jp/publication/briefing/pdf/2012/briefing_169.pdf

⁴³ “U.S. Warns China to Steer Clear of Senkakus,” *Japan Times*, 20 January 2013 <<http://www.japantimes.co.jp/news/2013/01/20/national/u-s-warns-china-to-steer-clear-of-senkakus/>>; and Department of Defence, Press Conference with Secretary Hagel and Defence Minister Onodera from the Pentagon, 29 April 2013, <<http://www.defense.gov/transcripts/transcript.aspx?transcriptid=5230>>

在する共通の問題意識やアプローチを見落としているだろう。なぜなら中国に関する日本の利益は何も日本の領土防衛に纏わるものだけではないからである。その最たる例は南シナ海における紛争であろう。これに関して日本は領土問題で一方の側の立場を支持するものではないとの原則を維持しているが同時に下記2つの理由からこの問題の行く末に国益を見いだしている。第1に南シナ海の安定及び中国とASEAN 諸国の良好な関係は、日本が東南アジアを通るシーレーンに依存し、また、日本企業がその生産ネットワークを東アジアに広げていることから、重要な関心事項であることは言うまでもない。したがって紛争の平和的解決がまず何より日本の国益となる⁴⁴。さらに、第2の理由として、中国を含めた関係諸国が国際ルールを遵守するのかどうかという試金石として南シナ海の問題は重要である。このような観点から日本は以下2つの政策を進めている。1つは南シナ海の問題も含めた海洋の安全保障についてアジア太平洋の多国間制度の場で議論を行うということであり、この観点から日本は東アジア首脳会議やASEAN 地域フォーラムなどの場で積極的に発言をしてきたし、また東アジア首脳会議参加国の官僚や学者などが話し合う東アジア海洋フォーラムの設置を提案してきた。同提案はすでにASEAN 海洋フォーラム拡大大会合という形で実現している⁴⁵。もう1つの政策は地域諸国との協力であり、中でも最も重要な関係が日米同盟であることは言うまでもない。日本は上記のような多国間の努力が機能する上でもアメリカの地域的関与及びプレゼンスが重要な役割を果たしていると考えており、その観点からも北東アジアにとどまらず広くアジア太平洋における同国の役割に対して支持・支援・協力を行っている。

このように日本の対中認識及び政策を広く捉えれば日豪の一致点が浮かび上がってくる。例えばオーストラリアの「2013年国防白書」は明確に「南シナ海の問題も含めた領土・海洋紛争が、地域のシーレーンにおける航行の自由、海洋の安全保障、また東南アジア内におけるアグレッションの防止、国際法に即した形で平和的

⁴⁴ このような日本の立場の例としては、以下の岸田外相の発言を参照のこと。外務省、第20回ASEAN 地域フォーラム (ARF) 閣僚会合 (概要)、2013年7月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page4_000118.html

⁴⁵ 外務省、ASEAN 海洋フォーラム (AMF) 拡大大会合への参加について、報道発表、2012年10月、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/10/1003_04.html

に解決されることに国益」を見いだしているとし、日本と立場を同じくする⁴⁶。さらに、このような潜在的なリスクに対処する上で同白書は、5カ国防衛取り決めに結ぶシンガポールやマレーシアを初めとした地域諸国との協力、多国間メカニズムを発展させること、地域の「戦略的安定」を支えるアメリカのプレゼンスを支援することを重視しており、日本の立場と軌を一にしている。以上をふまえれば、日豪両国は、日本が東シナ海で中国との緊張した関係にあり、オーストラリアは中国との間にそのような緊張関係を有していないという点で違いがあるものの、以下4つの点で対中国対策を共有していると結論付けられよう。すなわち両国は、①中国と周辺国の緊張関係が紛争に至らず平和的に解決され、②中国によって国際的ルールが遵守されることに共通の国益を見いだしているという意味で相当程度認識を共有している。更には、③その目的のためにアメリカによる地域関与が重要であることからこれと協力し、④さらに多国間安全保障の発展を促進するというアプローチを共有している。

日豪の対中認識及び政策の相違点のみならず、上記の4つの点を含めたその一致点を広く分析することは日豪防衛協力の実態を検討する上で不可欠の作業であるといえる。なぜなら本稿が検討したアジア太平洋における日豪防衛協力の実体は、日豪両国が共有する対中政策と軌を一にしているからである。改めて振り返れば、日豪防衛協力が追求するADMMプラス等の多国間安全保障の発展や、その「ドライバーズシート」に座る東南アジア諸国への能力構築支援、また三国間協力を通じたアメリカとの協力は、まさに日豪両国が対中政策において重要視する上記4つの要素に資するものである。発展する日豪防衛協力はこうした政策ツールを通じて両国の対中政策に資するからこそ、2012年9月の「ビジョン声明」において、日豪両政府は一致して「中国の、ルールに基づいた国際秩序への責任ある、建設的な参画と、地域の繁栄と安定を促進する役割を支持する」と明言しているのである。

⁴⁶ *Defence White Paper 2013*, p. 25.

結論

本稿は、「ビジョン声明」や日豪防衛大臣会談の共同声明などを手がかりにアジア太平洋の地域安全保障において日豪防衛協力が発展しつつあると論じた。2007年3月の共同宣言以来日豪防衛協力は、HADRやPKOにおける実務的協力の実績を積み上げると同時に、①政策対話・部隊間交流の枠組み構築、②ACSA及びISAの締結、③日豪の国内における政治的支持の強化という3つの観点からその協力関係の制度化を進めてきた。制度化の進展は日豪協力をより効果的に行うための基盤整備及び両国の緊密な関係をアピールする手段として意義を持つ一方、初期の協力アジェンダの消化という「成功ゆえの課題」とも言えるインプリケーションをもたらした。

2012年9月の「ビジョン声明」は日豪防衛協力の新たな段階を明示する役割を果たしたといえるだろう。近年日豪両国は共にアジア太平洋地域の戦略的重要性が増大しているという認識で一致しており、この観点から両国がどのような協力を行うことが出来るかが重要な論点として浮上している。もちろん日豪両国はすでに長年にわたってアジア太平洋の地域安全保障上協力を行ってきた実績があるが、今後の協力を彩る1つの特徴は両国の国防当局の役割が増大しつつある点にある。具体的な分野としては、2010年に発足し、2013年に第2回大臣会合を開催したADMMプラスを筆頭とした多国間安保協力における防衛当局の役割拡大、東南アジアや南太平洋の諸国に対する能力構築支援における協力、アジア太平洋へのリバランスを追求するアメリカとの三国防衛協力の追求が挙げられる。

オーストラリアの専門家サークル内において中国の台頭を巡る日豪両国の不一致を指摘する議論が存在する。確かに、尖閣諸島周辺における中国公船の活動などにより緊張が続き、首脳会談もままならない日中関係と戦略的パートナーシップという名の下首相同士の会談、外相率いる外務戦略閣僚協議、戦略経済協議などを定例化し、部隊間交流も進む中豪関係は対照的にもみえる。しかし、日豪両国は、中国と周辺国の緊張が紛争に至らず力ではなく対話によって管理されること、そして、国際的なルールが遵守されることに共通の国益を見いだしている点において認

識が一致している。さらに、そのような目的のために、多国間制度を発展させると共に、アジア太平洋におけるアメリカの関与・プレゼンスを支持するというアプローチにおいても共通する部分が多い。このような日豪の一致を踏まえれば、アジア太平洋における日豪防衛協力が実体として両国の追求する対中政策に資する性格であることは言を待たない。

以上の様な本稿の分析をふまえれば、日豪防衛協力が少なくとも以下4つの要素からなる日豪安全保障コンセンサスとも呼べるアジア太平洋地域に関する共通理解を基盤としていると結論付けられよう。すなわち、①紛争の管理や平和的な話し合いを重視するだけでなく、国際的ルールや規範の尊重というルールに基づく秩序を両国が志向していること、②この文脈で多国間制度の果たす役割に一定の期待を持ち、これに貢献する姿勢を共有していること、③アメリカの地域関与を引き続き支持していること、そして、④中国が台頭していることが上記3点を重視する大きな理由の1つであるとの共通理解である。もちろん本稿第三節で指摘したとおり、オーストラリアの専門家サークルには中国に関する日豪の不一致——チャイナ・ギャップ——を指摘する声もある。このような懸念あるいは日豪間に存在する不一致点が日豪防衛協力の発展に今後どのような影響を与えるのか、あるいは与えないのかについては引き続き重要な論点であり続けるものと思われる。